

# 大阪府急傾斜地崩壊対策事業の実施に伴う 受益者負担金徴収条例について

2015/5/27 大阪府 都市整備部 河川室

## 土砂災害対策に関する現状と課題

### 土砂災害防止法に基づくソフト対策

- 土砂災害警戒区域・特別警戒区域  
区域指定の遅れによる警戒避難体制の整備や新規開発抑制の効果発現の遅れ
- 警戒避難体制の整備  
避難勧告・指示が適切な時期に発令されていない  
避難勧告が発令されても住民の避難行動につながっていない

### 施設整備

- 要対策箇所の整備  
・整備率が約30%であり、完了までにさらに長期間が必要
- 急傾斜地崩壊対策（土石流対策に比べ効果が限定的であり公益性が小さい）  
・受益と負担のバランスが取れておらず、一般納税者の不公平感が大きい  
・完成後の維持管理について府、市町村、地元の間で明確な取り決めがない。

今後の土砂災害対策の進め方

## 【基本理念】

### 「府内での土砂災害による犠牲者ゼロの継続」 (人命を守ることを最優先)

ソフト対策

「凌ぐ」

ハード対策

「防ぐ」

「逃げる」～住民自ら避難行動がとれる社会の構築～

総合的・効率的な施策の着実な推進

## 土砂災害防止法に基づく区域指定を基軸とした施策の展開

### ★第一に「逃げる」施策の重点実施 (自助、共助を支える公助)

○施策の根幹をなす区域指定に基づいた「地区単位のハザードマップ」の早期作成

- 危険個所の明確化と住民周知「気づき」
- 警戒避難体制の整備「深め」
- 住民の避難行動意識の向上「動く」

### ★第二に「凌ぐ」施策の展開

○区域指定の効果発現と既存家屋への支援

- 特定開発の制限や建物規制
- 特別警戒区域内の既存家屋に対する移転支援
- 特別警戒区域内の既存家屋に対する補強支援

### ★第三に「防ぐ」施策の効率化と適切な役割に基づく推進

○区域指定の基礎調査結果に基づく対策実施箇所の選定

- 「土石流」「急傾斜地崩壊」の対策実施箇所の重点化
- 「地すべり」は挙動が確認された場合実施
- 急傾斜地崩壊対策事業に伴う受益者負担金の徴収
- 急傾斜地崩壊対策施設の地元・行政における管理分担の明確化

□区域指定優先順位の早期確立と指定完了

□避難判断基準マニュアルや土砂災害発生危険基準線（CL）の適宜見直しや的確な避難勧告・指示情報の発信手法の検討

□モデル地区におけるハザードマップの作成とNPO・大学等と連携した他地区への早期作成展開および住民参加型避難訓練の実施による住民の避難行動意識の向上

□家屋移転助成の制度活用促進

□家屋補強の助成に関する制度の構築



□「災害発生の危険度」と「災害発生時の影響」および地域要因を考慮した土石流・急傾斜地崩壊対策事業実施箇所の優先順位付け

□受益者負担金の徴収に関する手法の確立

□急傾斜地崩壊対策施設の維持管理に関するルール作りと実施

# 急傾斜地崩壊対策事業における受益者負担金の考え方

## ● 土地の保全（法第9条）

区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

区域内における急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者は、被害を除却又は軽減するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

## ● 都道府県の施行する急傾斜地崩壊防止工事（法第12条）

制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な工事以外の工事（いわゆる自然がけ）で、所有者、管理者、占有者、被害を受けるおそれがある者が施行することが困難若しくは不相当と認められるものを施行するものとする。

## ● 受益者負担金（法第23条）

都道府県は、工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該都道府県営工事に要する費用の一部を負担させることができる。

負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については都道府県の条例で定める。

### [急傾斜地法の解説より抜粋]

急傾斜地崩壊防止工事は、不特定多数人の公益を保全するために行われるものであるが、工事が施行された結果、一部の特定人が一般的な利益をはるかにこえた特別の利益を享受する場合がある。（中略）工事が一般納税者の負担において行われることに鑑み、特別の受益者に対しては、工事に要する費用の一部を負担させることが衡平であると考えられる。

# 急傾斜地崩壊対策事業における受益者負担金の考え方

「今後の土砂災害対策の進め方」検討委員会 報告書（抜粋）

急傾斜地崩壊対策事業については、法律の趣旨及び事業による受益と負担の観点に基づき、受益の範囲相当の費用負担を行う仕組みが必要である。

急傾斜地崩壊対策事業の実施に際しては工事が施行された結果、一部特定の者が一般的な利益をはるかに超えた特別な利益を享受することに対し一般納税者の負担において事業が実施されることに鑑みても、急傾斜地法に基づいた一定の受益者負担を徴収すべきである。

大阪府の方針

委員会の提言および市町村との意見交換を踏まえて、今後、新たに着手する箇所においては受益者から負担金を徴収して、事業を実施。

## 条例の構成 [法で委任を受けている部分を条例に記載]

記載する項目	内容
負担額	事業に要する費用の額対して、国で定められている負担割合を乗じた額
徴収の範囲 [規則]	崖の所有者および崖に接する一列目の土地所有者
分担額 [規則]	土地の延長按分 (崖：上下端平均延長 崖上下：崖に接する延長)
徴収方法	前納
減免 [規則]	特別の理由があると認められるとき (生活保護法に基づく生活保護世帯・被災した場合)

記載しない項目	内容	対応
市町村の役割	府の周知に協力 同意書の取りまとめ・要望書の提出 (従来どおり)	市町村に説明済み
施設等の維持管理	土地所有者等による日常の維持管理等 (本来の土地所有者による日常の管理)	同意書に記載

# 負担（分担）額の考え方

## □土砂災害防止法と急傾斜地法に基づく区域の範囲

### 1) 土砂災害警戒区域（土砂法）

上部：がけの上端から10m

下部：がけの高さの2倍（最大50m）

### 2) 土砂災害特別警戒区域（土砂法）

土砂による衝撃等により家屋が損壊し、人命に著しい

被害が生じる恐れのある区域（計算により範囲を算出）

### 急傾斜地崩壊危険区域（急傾法）

上部：一列目の家の半分又はがけの上端から5m

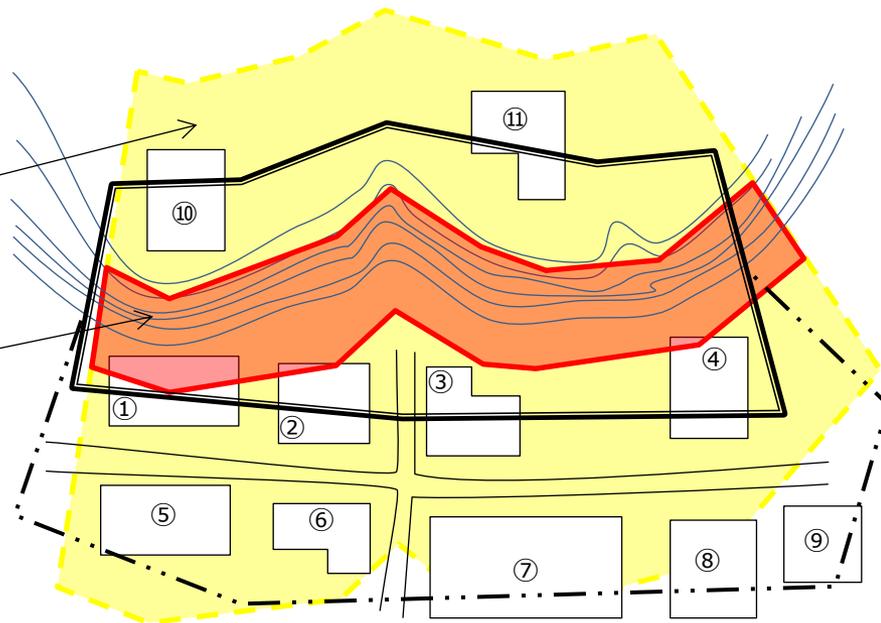
下部：一列目の家の半分（できる限り折れ点を少なく設定）

### 被害想定区域（事業採択時の保全対象範囲）

上部：がけの上端からがけの高さ分

下部：がけの高さの2倍（最大50m）

（できる限り折れ点を少なく設定）



## □受益者の範囲と負担額の考え方

### ◆急傾斜地崩壊危険区域内の土地所有者を対象とする

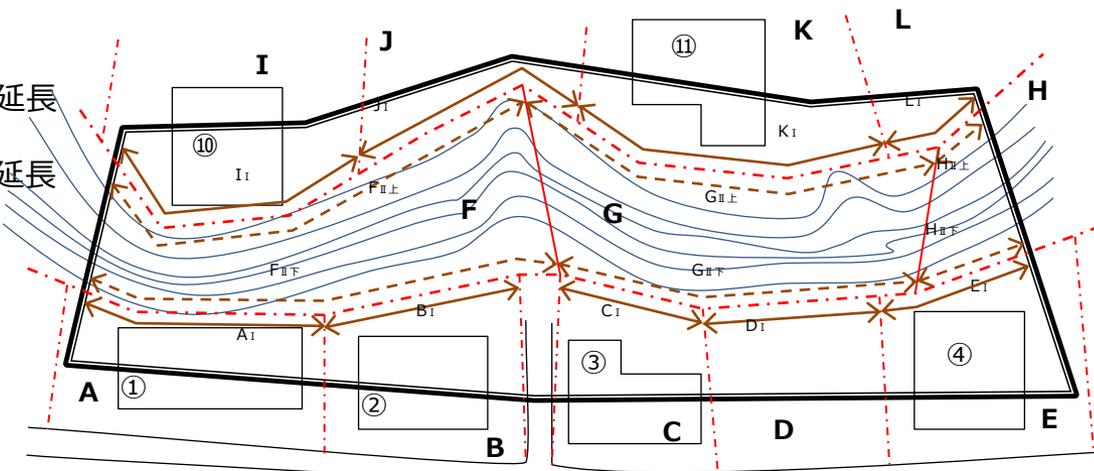
### ◆受益者負担額の分担割合は、区域内の土地延長の按分による

#### I がけ上下の土地所有者

→ 所有する土地が、がけに接する土地境界の延長

#### II がけ地の土地所有者

→ 所有するがけ地の上下端土地境界の平均延長



□ : 急傾斜地崩壊危険区域

# 減免の考え方（案） 調整中

□ 分担額を算出し、その対象分を免除とする。（条例の適用除外とする。）

□ 免除の対象

・生活保護世帯が受益者の対象となる場合

- ・生活保護受給額には事業に伴う負担が想定されていないため。
- ・急傾斜地法 9 条で記載されている危険ながけを土地所有者等で保全するという努力義務を果たそうにも、日常生活の需要を満たすための扶助を受けている生活保護受給者に保全工事を実施することは困難で、工事を大阪府を実施し、受益者負担という形で負担を求めるとことは、同様に困難であるため。
- ・生活保護世帯以外の工事箇所における、受益者負担の合意が図られている状態で、免除の手立てがなければ、生活保護受給者のために、工事が実施できないか、当該箇所を除いて工事を実施せざるを得ない。  
生活保護受給者が負担金を支払えないことを理由にそのような事態になることは、人命保護を目的とした事業である以上不適當であるため。

・斜面の崩壊により家屋が被災した場合、または激甚災害に伴い崩壊等が発生し、このまま放置すると家屋の倒壊など著しい被害が生じると認められる場合

- ・国の災害関連緊急事業などの要件に合致するなど、規模が大きく、危険が差し迫っており、早急に対応が必要な場合に、必要最小限広域自治体として、受益者負担分を負担してでも事業を実施しなければならないため。

参考) 他事業における事例

下水道負担金（標準条例）：公の生活扶助を受けている者、特別の理由があると認められる場合

土地改良分担金（標準条例）：天災その他特別の理由があると認められる場合